

# 朝光の結婚

——『榮花物語』・『大鏡』考——

高橋 照美

一

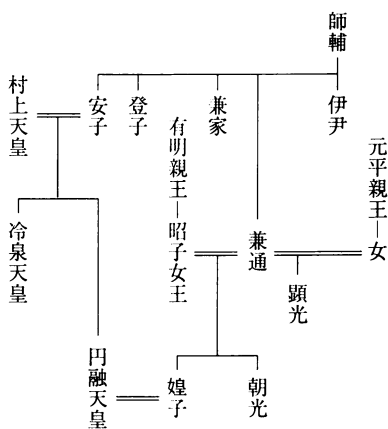
閑院大将の名で世に知られた藤原朝光は、堀河閑白兼通と三品兵部卿有明親王女昭子女王との間の一男として、村上天皇の天曆五年（九五二）にその生を受けた。父兼通は、冷泉・円融二代の外祖父となり九条流繁榮の基礎を築いた師輔の次男であったが、実弟兼家に官途の上で大きく遅れをとり、長兄伊尹が天禄三年（九七二）十一月に四十九歳の若さで薨じたとき、兼家の正三位大納言右近衛大将に対し、従三位権中納言にすぎなかった。順当に行けば、伊尹の後任は兼家だつたはずである。しかし、兼通は、妹安子（村上中宮・冷泉・円融母）の遺言を楯に一躍内大臣、そして内覧の宣旨を受け、一気に政權の座に着いた。この時、朝光は従五位上右近衛少将で二十二歳。兼通は、翌天延元年（九七三）に娘皇子を入内・立后させ、息子たちの昇進を急いで自家による体制固めを図つたが、その結果朝光は、天延元年に正五位上

左中将、二年に従四位下頭中将から参議、さらに権中納言を経て、天元元年（九七八）には二十八歳の若さで従二位権大納言にして左大将を兼ねるといふ当時としては異数の昇進を遂げた。朝光には七歳年上の異母兄顕光（母は式部卿元平親王女）がいたが、この間の昇進は常に朝光が一步先んじていた。皇子と母を同じくすることが有利に働いたこともあるが、その無能ぶりが人々の嘲弄の的になつた顕光に比して、朝光は資質の上でも父の期待を負うに足る人物であつたらしい。『榮花物語』は朝光について、「あるがなかにめでたきおほえおほしき」と言い、『大鏡』は朝光の人となりについて、次のように伝える。

また、堀河閑白殿の御二郎、兵部卿有明親王の御女の腹の君、中宮の御一腹にはおはせず、これはまた、閑院大将朝光とぞ申しし。兄の大匠、宰相にておはしけるほどは、この殿は中納言にてぞおはしける。引き越されたまひけるぞめでたく、その頃などすべていみじかりし御世おほえにて、御まじらひのほどな

ど、ことのほかにきらめきたまひき。胡籙の水精の筈も、この殿の思ひ寄りし出でたまへるなり。何事の行幸にぞやつかまつりたまへりしに、この胡籙負ひたまへりしは、朝日の光に輝きあひて、さるめでたきことややはべりし。今は目馴れにたれば、めづらしからず人も思ひてはべるぞ。  
(兼通伝)<sup>⑩</sup>

容姿端麗で華美を好み、和歌の才にも恵まれた朝光は、宮廷社会の寵児であり、その歌集『朝光集』からは華やかな恋愛遍歴が窺えるが、そんな彼にはまったくふさわしからぬ女性関係によって後世にまで悪名を残すことになった。それは、親子ほども年の離れた枇杷大納言源延光の未亡人との結婚である。



〈系図1〉

二

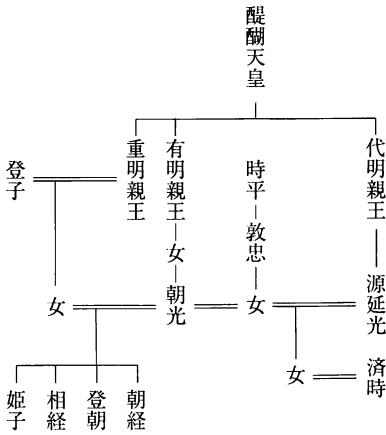
朝光と延光未亡人の結婚について、『栄花物語』は次のように伝えている。

(朝光女姫子の)母上は、九条殿の御女、登花殿尚侍の御腹に、延喜の帝の御子の重明の式部卿の御女におはします。(中略)この母宮には殿は今は御心かはりて、枇杷の大納言延光の北の方は、故敦忠の権中納言の御女なり、それに大納言うせたまひて後はおはし通ひて、この上をばただよそ人のやうにておはするに、男君達二人この姫君とおはすれば、何ごともやんごとなくぞ思ひきこえたまへれど、さやうのことは同じ所にてあつかひきこえたまはんこそよかべけれ、よそよそにはならせたまへり。かの枇杷の北の方いみじうかしこうものしたまふ人なり。この上は児のやうにおはしければ、いかにとのみ世人言ひ思へり。小一条の大将の北の方も、この枇杷の大納言の御女におはしければ、いととおとなおとなしき御継女のほなどを、世人内々には聞ゆべかめれど、おほかた大将の御おぼえのいといみじければ、人もえ聞えぬなるべし。御母ばかりとぞ言はれたまひける。

(巻第二・花山たづぬる中納言)

はじめ朝光は、醍醐天皇の皇子で『季部王記』の記主として知られる重明親王と、村上上天皇とのロマンスで名高い尚侍登子(師

輔女」との間に生まれた某女王と結婚し、三男一女を儲けたが、いつのころからか「児のやう」な心もちの妻を嫌って、「いとかしこうものしたま」う枇杷大納言延光の未亡人のもとに通うようになった。枇杷大納言こと源延光は醍醐皇子代明親王の三男で、天延四年（九七六）五十歳で薨じている。その室は、天慶六年（九四三）に薨じた権中納言藤原敦忠（時平男）の娘であり、延光との間の女子は小一条家の済時と結婚していた。女婿の済時が朝光より十歳年長であることを考えると、敦忠女が朝光の「御母ばかり」という世評も無理のないところであつた。



〈系図2〉

二人の結婚の事実は、『朝光集』一〇二番歌の「ひわたのにてかよひはしめはへりて、ゆきのふるにかへりて、すなわち」という詞書や、敦忠女を朝光男朝経の「可謂継母歟」とする『小右記』の記事によつて確認できる。また、『朝光集』「高光集」には、出家して多武峰にあつた高光（師輔男）に、敦忠女の病平癒の祈祷を依頼した際の贈答も見え、朝光と敦忠女の間には浅からぬ交情のあつたことを窺わせる。しかし、宮廷社会の耳目を集める貴紳の一人であつた朝光が、出自年齢その他あらゆる点で好一對と思われる重明親王女を捨てて敦忠女のもとに走つたことは、世の矚矚を買ふと同時に格好の噂の種となり、その真意がさまざまに取り沙汰されたことは想像に難くない。先に引用した『栄花物語』は、朝光が敦忠女に引かれた理由を、「いとかしこうものしたま」うという彼女の人の柄や才覚に求めているが、『大鏡』増補本系諸本が伝える結婚の動機ははるかに即物的である。

この閑院の大将殿は、後にはこの君達の母をばざりて、枇杷大納言延光の卿のうせたまひにし後、その上の、年老いて、かたちなどわるくおはしけるにや、ことなること聞こえたまはざりしをぞ住みたまひし。徳につきたまへるとぞ世人申しし。さて、世覚えもおとりたまひにしぞかし。もとの上、御かたちもいとうつくしく、人のほどもやむごとなくおはしまししかど、不台におはすとて、かかる今北の方をまうけて、ざりたまひにしぞかし。この今の上の御もとは、女房三十人ばかり、裳・

唐衣 着せて、えもいはず装束きて、すゑ並べて、しつらひ有様よりはじめて、めでたくしたてて、かしづき聞こゆることかぎりなし。大将歩きて帰りたまふ折は、冬は火おほらかに埋みて、薰物大きにつくりて、伏籠うち置きて、藝に着たまふ御衣をば、暖かにてぞ着せてまつりたまふ。炭櫃に銀の提子二十ばかりを据ゑて、さまざまの薬を置き並べてまゐりたまふ。また、寝たまふ畳の上筵に、綿入れてぞ敷かせてまつらせたまふ。寝たまふ時には、大きな鬘斗持ちたる女房三四人ばかり出で来て、かの大殿籠る筵をば、暖かにのしなでてぞ寝させたてまつりたまふ。あまりなる御用意なりしかは。おほかたのしつらひ・有様、女房の装束などはめでたけれど、この北の方は、練色の衣の綿厚き二つばかりに、白袴うち着てぞおはしける。年四十余ばかりなる人の、大将には親ばかりぞおはしける。色黒くて、額に花がたうち付きて、髪ちぢけたるにぞおはしける。  
(兼通伝。文中傍線は筆者による)

朝光は敦忠女の財産に目がくらみ、美しく高貴ではあつたが貧しい先妻を捨てたというのである。ここに語られる至れり尽くせりのさまを見れば、『栄花物語』の「いとかしこうものしたま」という婉曲な表現に、財力に物を言わせて若い朝光の心を引き止めようとする敦忠女への揶揄が籠められていることを感ぜざるを得ない。しかし、「世覚え」を何よりも重視する貴族社会にあって、朝光ほどの人物が、単なる個人的な財産欲だけで、このよう

な明らかに世間の悪評を買うことが予測できる行為に踏み切るものであろうか。朝光が取り立てて貧しかったとは考えられない。『栄花物語』には、「故堀河殿の御宝は、この大将の御もとにぞみな渡りにたる。故中宮の御物の具どもも、ただこの殿をいみじきものに思ひきこえさせたまへりければ、それもみなこの殿にぞ渡りにける」とある。これを信じれば、父兼通・姉嬢子の遺産は、そのすべてが朝光によって相続されていたわけで、事実、朝光は、父から閑院という冬嗣以来の摂関家屈指の名邸を受け継いでいる。敦忠女との結婚の背後には、朝光個人の思惑を超えた何らかの事情があつたのではないだろうか。

### 三

摂関期の代表的な邸宅の一つである枇杷殿の歴史は古く、史料的には藤原長良の時代にまで遡ることができる。『尊卑分脈』「公卿補任」<sup>(21)</sup>は、長良について「号枇杷(殿)」と記すが、その後は基経を経て、「枇杷左大臣」<sup>(22)</sup>と仲平(基経二男)に伝領される。仲平は、兄の時平、弟の忠平という傑出した二人の間にあつて、政治的な面では必ずしも恵まれていたとは言えなかったが、一面富裕の人として名高かつたようであり、『江談抄』に次のような逸話が残されている。

治部卿伊房談日。仲平大臣者富饒之人也。枇杷殿一町々中四

分一立住屋。残皆是立舎庫。珍宝玩好不可勝計云々。

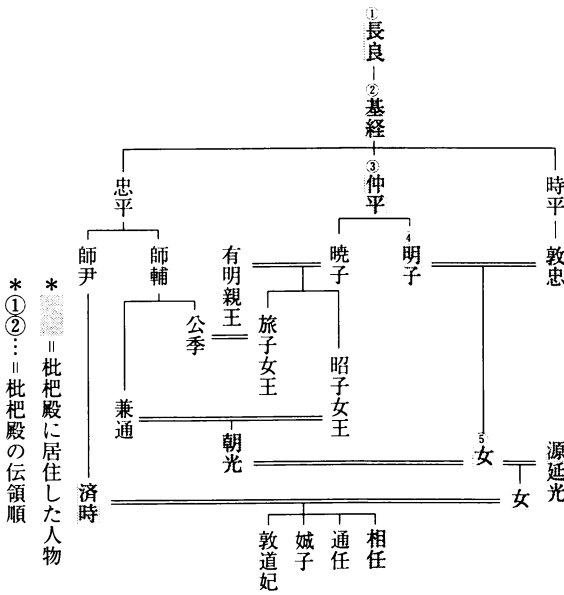
仲平には目立った男子がなく、枇杷殿は娘の明子、さらには明子と敦忠の間に生まれた女子へと伝えられていく。その女子が今問題となる延光未亡人であって、延光が「枇杷大納言」と号されたのは、妻方の邸宅である枇杷殿に居住したことによる。『大鏡』が伝える彼女の莫大な財産は、その邸宅とともに、母方の祖父である仲平譲りのものであったと考えられる。

『尊卑分脈』は、延光の子として泰平という人物を一人あげるのみだが、敦忠女との間には、先述したように小一条家の済時室となった女子がいた。仲平没後の枇杷殿が、明子―敦忠女と二代に渡って女系に伝領されたことを考えれば、枇杷殿およびそれに付随する財産は敦忠女から済時室、さらにはその子供たちに伝えられると考えるのが妥当である。済時と延光女の間には、相任・通任・姉子・敦道親王妃の二男二女があったが、長女姉子は『采花物語』でも一貫して「小一条の姫君」と称されており、早くから后がねとして、済時の本邸小一条殿でかきずかれていたと考えられ、敦道親王妃は済時の母（右大臣藤原定方女）に養育されていた。枇杷殿の相統者に予定されていたのは、『采花物語』に「大北の方とりはなちて、枇杷殿にてぞ養ひたまつりたまひける」と伝えられる相任（幼名長命君）だったと考えられる。しかし、その相任は、寛和二年（九八六）に十六歳という若さで出家遁世を遂げてしまふ。

冒頭でも触れたとおり、朝光の母昭子女王の父は醍醐天皇の皇子有明親王であるが、母暁子は仲平の長女で、敦忠女の母明子の姉に当たる。暁子は仲平から堀河殿を伝領し、そこに有明親王を迎え、さらには兼通を昭子女王の婿として迎えたと考えられるが、その暁子にとっても、枇杷殿が父の本邸として愛着の持たれるものであったことは想像に難くない。朝光が敦忠女のもとへ通うようになった時期を確定するのは難しいが、それは相任の出家によつて枇杷殿の相続問題が白紙に戻ったのち、暁子・明子の二人に分かれた仲平家の財産を合わせて朝光に継承させようとする暁子の意図のもとに始まったのではないだろうか。反対に、敦忠女の再婚が相任の出家につながったと考えることも可能だが、その場合、済時と朝光の間に摩擦が生じるのは必至である。

朝光と済時は、もともと親密な間柄であつたらしい。『朝光集』には、朝光・済時が同車して大内裏を退出し、車中で唱和したりとり（三七〇四二番歌）や、済時が朝光を花見に誘った際の贈答（四三・四四番歌）などがあり、二人の親しさを窺わせる。朝光と敦忠女の結婚についても、前掲の一〇二・一〇三番歌の贈答に続いて、「かくかよひたまへと、あさからすとかくしたまふを、左大将見あらはしたまひて、よひとよ物かたりし給てかへりたまひぬ、またの日、左」の詞書で、「しのふくさいかなるつゆかをきつらんけさはねもみなあらはれにけり」「あさちふをたつねざりせはしのふくさむすひをきけんつゆを見ましや」とあるが、この贈答からは朝光と済時の間にこの結婚をめぐる軌轢があつたと

は感じられない。また、正暦元年（九九〇）十二月二十六日に行われた済時女の着裳の儀で、朝光は二女（敦道親王妃）の腰結を務めるなど、二人の親密さは晩年に至るまで変わららず、枇杷殿をめぐる係争を感じさせるところはないのである。



〈系図3〉

済時室は相任の出家以前に没し、済時と枇杷殿の直接の関係はすでに解消されていたのではないだろうか。先に引用した済時の歌に「しのふくさ」とあることも、枇杷殿およびその主が思い出のよすがになつていた感を与える。相任の出家後、あらためて枇杷殿の相統者を決める必要が生じたことも、済時が敦忠女と朝光の結婚について異を唱えなかつたことも、そのように考えれば説明がつく。

朝光と敦忠女の結婚は、暁子、明子、昭子女王、および敦忠女の四者同意の上で、敦忠女が朝光を相統人として指定するための方便であつた。見るべき男系の子孫を持たなかつた仲平家の女性たちが、最後にその命運を託そうとしたのが朝光だったのかもしれない。そして、そのような結婚だったからこそ、二人の結婚を財産目当てのものとする『大鏡』の逸話が生まれ、その不自然さに対する反感や嫉妬が、継母になつた敦忠女の策謀によつて朝光女姫子が花山天皇の寵愛を失つたという悪意に満ちた噂<sup>36</sup>を呼んだのではないか。

#### 四

父祖の例に倣つて娘を入内させ、外戚・摂関の座を目指した朝光だったが、姫子の入内は失敗に終わり、さらには一条天皇の即位によつて兼家が盤石の体制を固めたことで、その夢は絶たれた。兼通との長年にわたる確執にもかかわらず、鍾愛する外孫居貞親王（のちの三条天皇）の春宮大夫に抜擢するなど、兼家は朝光を

厚遇したし、円融院別当として院の信任も厚かったことから、新政権における朝光の声望は決して低いものではなかったが、わが世の春を謳歌する兼家一門を座視せざるを得ない日々は、内心の鬱積をつのらせるものであったに違いない。

長徳元年（九九五）に都を襲った大疫癘のなか、朝光は枇杷殿において四十五年の生涯を閉じる。彼の死後、枇杷殿は敦忠女から道長の手に渡り、一条・三条朝の里内裏として、その後は道長次女妍子（三条中宮）の里第として脚光を浴びることになる。朝光の本邸であった閑院は、有明親王女（旅子女王）を妻にしていた関係もあってか、師輔の末子公季へと売却される。朝光によってかなえられなかった仲平一族・有明親王家の夢は、閑院とともに公季へと託されたが、その実現ははるか後、公季の曾孫茂子所生の白河天皇の即位まで待たねばならなかった。

#### 注

(1) 『尊卑分脈』第一篇、摂家相統孫および『朝光集』勅物には「能子女王」とするが、『公卿補任』天延二年条尻付および『権記』長保二年四月七日条「天延元年七月一日、皇后立、同月廿日、従内大臣第遷御内裏、藤原朝臣朝光叙正五位下、皇后弟也、十月十四日、無位昭子女王叙正三位、后母也」に従う。

(2) 「十一月一日丁巳。太政大臣従一位藤原朝臣伊尹薨。〈年卅九〉」（『日本紀略』）。『公卿補任』「大鏡裏書」は正二

位に作る。兼通・兼家の官位は、『公卿補任』同年条による。

(3) 兼通は天禄三年十一月二十七日に内大臣になるが、『日本紀略』『公卿補任』、『親信卿記』（陽明本）同二十六日条に、兼通の任内大臣は「前宮遺命也」とある。また、兼通が安子の生前に、関白は兄弟順に任命すべし、という直筆の書付けを得ておき、円融天皇にそれを示して兼家を出し抜いたという逸話は、『大鏡』増補本系諸本、『愚管抄』巻第三（円融）、『古事談』第二、臣節などに見られる。

(4) 嬪子は天延元年二月二十日に入内、四月七日女御宣下、七月一日皇后（『日本紀略』『親信卿記』『権記』注（1）前掲条などによる）。また、天延二年から四年にかけて、朝光・顕光・時光の三子が立て続けに公卿の仲間入りをしている。

(5) 一条朝以降には十代の大納言も現れるが、朝光以前に二十代で大納言になったのは、嵯峨一世源氏の常（二十七歳）、藤原時平（二十六歳）の二人しかない。ちなみに良房は三十九歳、基経三十五歳、忠平は三十二歳で任官している。

(6) 朝光は天延三年正月二十六日に権中納言、顕光は同年十一月二十七日任参議。また、顕光は、朝光の権大納言昇進と同時に権中納言に進んだ（『公卿補任』）。

(7) 『大鏡』兼通伝本文および裏書は、嬪子の母を元平親王女とするが、注(1)に引いた『権記』長保二年四月七日条および『中右記』大治五年二月二十一日条「天祿四年七月一日、立藤嬪子為中宮(廿七)、関白兼通一女、(母有明親王二女)」により、嬪子の母は朝光と同じく昭子女王であったと考えられる。

(8) 顕光に対する同時代人の評価は厳しく、『小右記』寛仁元年十一月十八日条に「左相国始自五品至丞相万人嘲哂已無休憩」とあるほか、『御堂関白記』にも、その公事における失態を非難する記事が散見する。

(9) 卷第二花山たづぬる中納言。以下、『采花物語』の引用は、小学館新古典全集による。

(10) 『大鏡』本文の引用は、小学館新古典全集による。

(11) 『朝光集』には、中宮宣旨・中将の君・宮の君・少将の君・小大君・馬内侍などとの贈答が見られる。

(12) 『大鏡』兼通伝本文および裏書には、朝光と重明親王女との間の子として、朝経・登朝・相経および嬪子の三男一女をあげる。『尊卑分脈』は朝経・相任・登朝の母を重明親王女とするが、相任は濟時男と同名で、何らかの混乱があるものと考えられる。

(13) 「権大納言従三位源延光(五十)春宮大夫。六月十四日依病入道。同十七日薨。号枇杷大納言」(『公卿補任』天延四年)。

(14) 「七日乙酉。中納言従三位藤原朝臣敦忠薨」(『日本紀略』天慶六年三月)、「権中納言従三位同敦忠 三月七日卒(三十八)。号枇杷中納言。又土御門。又本院」(『公卿補任』天慶六年)。

(15) 『公卿補任』によれば、濟時は長徳元年四月二十三日に五十五歳で薨じているので、生年は天慶四年(九四一)。

(16) この詞書に続けて、「あかすしてかへるみやまのしらゆきはみちもなきまでうつもれにけり」「ともすればあたたえぬへきかへるやまこしちのゆきはさやつもるらん」の贈答がある。以下、『朝光集』等の引用は私家集大成による。

(17) 「右大弁先消息云、枇杷殿尼入滅、可謂繼母歟」(長和五年三月十三日条)。朝経はこの時正四位下参議右大弁。「枇杷殿尼」は敦忠女と見て問題ないだろう。

(18) 『朝光集』一〇六番歌、『高光集』四一番歌詞書にそれぞれ、「たうのみねのきみに、ひは殿の御いのりしたまへの給ければ、みねの君、大納言殿の御をりよりをろかならすなんとて」、「たうのみねにはへるころ、あさみつの大納言、ひはのきたのかたわつらひたまふとて、いりせよとのたまへるに」とある。

(19) 朝光と敦忠女の関係については、島田とよ子氏「敦忠女と朝光―『采花物語』と『大鏡』の叙述について―」(『園田国文』一五、一九九四年)に学ぶところが多かつ



た。島田氏は、二人の結婚が母同士が従姉妹という血縁関係から来る親近感によるところが大きいと指摘されている。

(20) 卷第二花山たづぬる中納言

(21) 「閑院 二条南西洞院西一町、冬嗣大臣家、金岡暈水石、公季公伝領云云」(『拾芥抄』中・諸名所部第二十)。「榮花物語」卷第二花山たづぬる中納言には、「閑院は故堀河殿の御領にて、朝光の大納言ぞ住みたまひける」とある。

(22) 以下に触れる枇杷殿の沿革、その伝領については、野口孝子氏「平安時代における枇杷第の伝領について(上・下)」(『古代文化』三三巻七・八号、一九八一年)、栗原弘氏「平安初期～中期枇杷第に於ける居住形態について」(『文化史学』四四、一九八八年)の両論に負うところが大きい。

(23) 「尊卑分脈」第一篇、摂家相統孫・長良に「号枇杷」、  
【公卿補任】齊衡三年条に「権中納言正三位藤長良(五十  
二)：七月三日薨。：号枇杷殿」とある。

(24) 基経が枇杷殿を所有・居住していたことは、『九曆』天慶七年十二月十一日条「堀河太政大臣元慶・仁利間、被住枇杷殿」、『日本三代実録』元慶四年十二月十五日、二十一日、同五年四月二十五日各条によって確認できる(栗原氏注(22)論文)。

(25) 『尊卑分脈』第一篇、摂家相統孫・仲平に「号枇杷大臣」、

【公卿補任】天慶八年条に「左大臣正二位同仲平 左大将。皇太子傅。九月二日出家。法名静覚。同五日薨(七十二)」。号枇杷左大臣」とあるほか、『大和物語』「大鏡」等にも「枇杷の大臣」「枇杷左大臣」と見える。

(26) 引用本文は、江談抄研究会編『古本系江談抄注解(補訂版)』(武蔵野書院、一九九三年)による。

(27) 「仲平」女子 従四上 明子(中納言敦忠室)。「尊卑分脈」第一篇、摂家相統孫。明子と結婚した敦忠が「枇杷中納言」と号されたことは、注(14)に引く「公卿補任」に見える。明子と敦忠の間の子については、植野廣造氏「藤原敦忠の子供たち」(『平安文学研究』七五、一九八六年)に詳しい。

(28) 『尊卑分脈』第二篇、師尹公孫には済時の子として五男二女を載せ、そのうち相任にのみ「母延光卿女」と注記する。妹子・敦道親王妃に母の記載はないが、『榮花物語』・「大鏡」師尹伝本文および裏書から、延光女と確認できる。通任には、「母皇太后宮亮源能正女或源兼忠女云々」と注記するが、「公卿補任」寛弘八年尻付は「母権大納言源延光卿女」とする。通任が、妹子所有の華山院に敦儀親王(三条皇子。母妹子)と同居する(『小右記』長和三年十二月十七日条)など、妹子との密接な関係が窺えることから、「公卿補任」に従うべきであろう。

(29) 「姫君の御有様、一つにもあらずもてなしきこえたまへ

れば、中の君をば祖母北の方とりはなちて養ひきこえたまふ。その上のいたう老いたまひにたれば、よき御北の方となん聞えたれど、左大将さも思ひきこえたまはぬを、口惜しう小一条殿に思いたるべし」(『栄花物語』巻第四 みはてぬゆめ)。

(30) 卷第一月の宴

(31) 『尊卑分脈』第二篇、師尹公孫・相任に、「寛和二、一 出(十六)」とある。

(32) 「今日。從三位藤原暁子於浄土寺為尼。右衛門督源忠清母。故枇杷左大臣長女也」(『日本紀略』寛和二年三月十四日)。「尊卑分脈」も、仲平女子の一人に「暁子(有明親王室參議忠清母)」と記す。源忠清は有明親王一男で、正三位參議右衛門督に至る。

(33) 角田文衛氏『承香殿の女御』(中公新書、一九六三年)、島田氏注(19) 論文。

(34) 「今夜左大将女二人着裳、…太娘腰主人結、二娘腰按察納言結云々」(『小右記』同日条)。

(35) 相任が出家した寛和二年の時点で、暁子(注(32)參照)・昭子女王(『小記目録』によれば、昭子は正暦五年(九九四)七月七日薨)とも健在。明子については不明だが、『本朝文粹』巻第六所収の奏状によれば、天延四年(九六七)七十代で健在。角田文衛氏は『小右記』長徳二年一月十日条に見える「藤原明子」を仲平女とし(『若紫

抄』一三五頁、一九六八年)、栗原氏注(22) 論文もそれを踏襲している。

(36) 『栄花物語』巻第二花山たづぬる中納言に、姫子が花山天皇の寵愛を失ったことについて、「御継母の北の方のいかにしたまひつるにか」とまで、世人申し思へり」と記す。ただし、二人の再婚が相任の出家後とすれば、姫子の失寵・退出は永観二年(九八四)十二月の入内後數ヶ月の間の出来事のはずなので、継母敦忠女の策謀が原因ということはある。また、仲平一族にとっても期待のかかる朝光女の入内を、同じ血を引く敦忠女が妨害することも考えられない。島田氏は、『栄花物語』や『大鏡』に描かれる朝光・敦忠女・姫子の話に、『宇津保物語』忠こそその巻の影響を指摘されているが、それには朝光男相経が二人の結婚前後に出家していることも関係しているか。

(37) 「権大納言正二位藤朝光 左大将。七月一春宮大夫」(『公卿補任』寛和二年)。この坊官人事は、六月二十三日の一条践祚に続いて行われた居貞親王立太子によるもの。これ以外にも、兼家の賀茂詣の際、他の公卿がみな乗馬で供奉するなかで、朝光は兼家の車に陪乗する(『小右記』永延元年四月十六日条、永祚元年二月二十八日条)など、特に厚遇されている節が見える。

(38) 『小右記』によれば、朝光は天元五年(九八二)六月五

日に後院・堀河院別当に任ぜられ、讓位後の円融院に様々な奉仕をしている。円融院が今上の父として一定の発言権を有したことは、目崎徳衛氏「円融上皇と宇多源氏」(『貴族社会と古典文化』所収、吉川弘文館、一九九五年)に詳しい。

(39) 『栄花物語』は、一条即位後の朝光について、「堀河の左大将、ただ今は昔も今もいとなほやむ」となき御有様なり」と評する(巻第三さまさまのよろこび)。

(40) 「大納言正二位同朝光(四十五)三月廿日薨于枇杷第。…号閑院大将」(『公卿補任』長徳元年)。

(41) 『権記』長保四年九月二十八日条「大殿渡御枇杷殿」、同十月三日条「枇杷殿堅柱上棟云々」より、長保四年(二〇〇二)までには道長の所有に帰っていた。

(42) 「掃宅之便見閑院故大納言家、今日内府被買領」(『権記』長保三年四月二十一日条)。「内府」はこの時内大臣であった藤原公季。公季の子孫が閑院流と称されたのは、公季がこの閑院流に居を構えたことによる。

(43) 公季の曾孫茂子は、道長男能信の養女として東宮時代の後三条天皇に配侍し、白河天皇を生んだが、これが院政期における閑院流発展の契機となった。

(たかはし・てるみ 本学非常勤講師)